

## 第8回 物部川水系流域治水協議会

〔 日時：令和4年3月25日（金）13:00～15:00  
場所：高知県立県民文化ホール 第6多目的室 〕

### 議事次第

#### 1. 開会挨拶

#### 2. 議事

- (1) 各機関の取組紹介
- (2) 事務局の検討報告
- (3) 「物部川における流域治水の推進方針【第2版】」  
とりまとめ
- (4) 物部川水系流域治水協議会の拡充について
- (5) その他

#### 3. 閉会

## 配布資料

議事次第・出席者名簿・配席図・規約

- 資料－１ 各機関の取組紹介
- 資料－２ 事務局の検討報告
- 資料－３ 「物部川水系における流域治水の推進方針【第２版】」主な改定箇所
- 資料－４ 「物部川水系における流域治水の推進方針【第２版】」本文
- 資料－５ 「物部川水系における流域治水の推進方針【第２版】」概要版
- 資料－６ 物部川水系流域治水プロジェクト
- 資料－７ 物部川水系流域治水協議会の拡充について
- 参考資料１ 流域治水対策等の主な支援事業（一覧表）
- 参考資料２ 流域治水対策の推進に係る主な支援事業（農林水産省）

## 第8回物部川水系流域治水協議会

令和4年3月25日（金）物部川 13:00～  
高知県立県民文化ホール 第6多目的室

構成員一覧表及び出席者名簿（順不同、敬称略）

	機関	役職	出席者
1	高知市	市長	【代理出席】 防災対策部長 有澤 聡
2	南国市	市長	【代理出席】 副市長 三木 敏生
3	香南市	市長	【代理出席】 防災対策課 防災総務係長 中岡 俊雄
4	香美市	市長	【代理出席】 建設課長 井上 雅之
5	高知県	危機管理部長	【代理出席】 副部長 江湊 誠
6	高知県	土木部長	【代理出席】 河川課長 谷脇 久志
7	高知県	農業振興部長	【代理出席】 農業基盤課長 豊永 竜二
8	高知県	林業振興・環境部長	【代理出席】 治山林道課課長補佐 吉門 正広
9	高知県 ※オブザーバー	公営企業局 次長	竹崎 幸博
10	農林水産省	中国四国農政局 高知南国農地整備事業所長	児島 学
11	林野庁	四国森林管理局 高知中部森林管理署長	吉良 崇夫
12	森林整備センター	高知水源林整備事務所長	【代理出席】 次長 土井 雅美
13	気象庁	高知地方气象台長	佐伯 亮介
14	国土交通省	高知河川国道事務所長	多田 直人

# 第8回 物部川水系流域治水協議会

高知県立県民文化ホール  
第6多目的室 13:00~15:00

スクリーン

PC

カメラ

随行

【高知市】  
防災対策部長  
有澤 聡 様

随行

【南国市】  
副市長  
三木 敏生 様

【香南市】  
防災対策課  
防災総務係長  
中岡 俊雄 様

【香美市】  
建設課長  
井上 雅之 様

随行

【高知県農業振興部】  
農業基盤課長

【中国四国農政局  
高知南国農地整備事業所】  
所長 児島 学 様

【高知県危機管理部】  
副部長

随行

【高知県林業振興・環境部】  
治山林道課・課長補佐  
吉門 正広 様

随行

【四国森林管理局  
高知中部森林管理署】  
署長 吉良 崇夫 様

【森林整備センター  
高知水源林整備事務所】  
次長 土井 雅美 様

随行

【高知公営企業局】  
次長 竹崎 幸博 様

【高知地方気象台】  
台長 佐伯 亮介 様

随行

【高知県土木部】  
河川課長 谷脇 久志

【高知河川国道事務所】  
所長 多田 直人

出入口

事務局

県  
土木

県  
土木

事務局

県  
土木

県  
土木

事務局

高知  
河川

高知  
河川

随行

高知  
市

高知  
市

随行

高知  
市

高知  
市

随行

高知  
市

県  
林業

聴講

マスコミ

マスコミ

出入口

受付

## 物部川水系流域治水協議会 規約（案）

### （設置）

第1条 「物部川水系流域治水協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

### （目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、物部川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

### （協議会の構成）

第3条 協議会は、別表の職にある者をもって構成する。

- 2 本協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。
- 3 本会議を進めていくにあたり、その他の物部川流域内関係自治体についても、協議会の同意を得て、構成員として追加できるものとする。
- 4 協議会には、構成員の他、各機関の取組を支援するため、他の関係機関もオブザーバーとして参加できるものとする。

### （協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- （1）物部川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- （2）河川に関する対策、流域に関する対策及び避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- （3）「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ。
- （4）その他、流域治水に関して必要な事項。

### （部会の設置）

第5条 協議会は、第4条に掲げる事項を円滑に進めるため、構成員の発議により部会を設置することができる。

- 2 部会での審議結果は、協議会にて構成員に共有するものとする。
- 3 部会には、構成員の他、各機関の取組を支援するため、他の関係機関もオブザーバーとして参加できるものとする。

### （協議会資料等の公表）

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の庶務を行うため、国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所調査課及び高知県土木部河川課に事務局を置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和2年8月6日から施行する。  
本規約は、令和2年11月27日に改定する。  
本規約は、令和3年2月8日に改定する。  
本規約は、令和3年3月23日に改定する。  
本規約は、令和3年12月23日に改定する。

(別表)

物部川水系流域治水協議会 構成員 (案)

	機関	役職
構成員	高知市	市長
構成員	南国市	市長
構成員	香南市	市長
構成員	香美市	市長
構成員	高知県	危機管理部長
構成員	高知県	農業振興部長
構成員	高知県	林業振興・環境部長
構成員	高知県	土木部長
構成員	農林水産省	中国四国農政局 高知南国農地整備事業所長
構成員	林野庁	四国森林管理局 高知中部森林管理署長
構成員	森林整備センター	高知水源林整備事務所長
構成員	気象庁	高知地方气象台長
構成員	国土交通省	高知河川国道事務所長
オブザーバー	高知県	公営企業局 次長